

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を見直すとともに、所要の整理を行うためである。

2 改正する内容

- (1) 急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、全出力の上限を撤廃すること。（第11条の2関係）
- (2) 急速充電設備について、コネクターを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストも含むこととすること。（第11条の2関係）
- (3) 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改正すること。（第11条の2関係）
- (4) 「喫煙所」と表示した標識について、設置及び図記号に関する基準を改正すること。（第23条関係）
- (5) その他所要の整理を行うこと。

3 施行期日

令和5年10月1日とする。

4 経過措置

- (1) 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- (2) 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- (3) この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。</u>）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて_____充電する設備（全出力20キロワット以下のものを<u>除く。</u>）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。 ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u> _____、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 <u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。</u>）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの<u>及び全出力200キロワットを超えるものを除く。</u>）をいう _____。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。 ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、</u>この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 _____</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u></p>

圧が印加されている場合には、当該コネクタ
ーが当該電気自動車等から外れないようにす
る措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で**緊急に停止するこ**
とができる装置を、当該急速充電設備の利用
者が異常を認めたとときに、速やかに操作する
ことができる箇所に設けること。

(12) **急速充電設備と電気自動車等**の衝突を防
止する措置を講ずること。

(13) コネクター _____
_____ について、操作に伴う不
時の落下を防止する措置を講ずること。ただ
し、コネクターに十分な強度を有するものに
あっては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵してい
るものにあっては、当該蓄電池**(主として保安**
のために設けるものを除く。)について次
に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造と
し、電圧又は電流の異常を検知した場合に
は、急速充電設備を自動的に停止させるこ
と。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造と
し、異常な高温又は低温を検知した場合に
は、急速充電設備を自動的に停止させるこ
と。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造
とし、制御機能の異常を検知した場合には、
急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) **急速充電設備のうち分離型のものにあっ**
ては、充電ポストに蓄電池(主として保安の
ために設けるものを除く。)を内蔵しないこ
と。

(18) (略)

(19) (略)

電圧が印加されている場合には、当該**接続部**
が _____ 外れないように
する措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で**緊急停止させるこ**
とができる措置を講ずる
_____ こと。

(12) **自動車等** _____ の衝突を防
止する措置を講ずること。

(13) コネクター**(充電用ケーブルを電気自動**
車等に接続するための部分をいう。以下この
号において同じ。)について、操作に伴う不
時の落下を防止する措置を講ずること。ただ
し、コネクターに十分な強度を有するものに
あっては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵してい
るものにあっては、当該蓄電池 _____
_____ について次
に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造と
し、電圧又は電流の異常を検知した場合に
は、急速充電設備を自動的に停止させるこ
と。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造と
し、異常な高温又は低温を検知した場合に
は、急速充電設備を自動的に停止させるこ
と。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造
とし、制御機能の異常を検知した場合には、
急速充電設備を自動的に停止させること。

(新設)

(17) (略)

(18) (略)

において全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が、火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(基準の特例)

第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を**最少**限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(劇場等の客席)

第36条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10席)以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ いす座を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離1

において全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が、火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(基準の特例)

第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を**最小**限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(劇場等の客席)

第36条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10席)以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ いす座を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離1

5メートル以下でその一に達し_____、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

エ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各まず歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

別表第7 削除

【別記1 参照】

5メートル以下でその一に達し、**かつ、歩行距離15メートル以下でその一に達し**、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

エ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各まず歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

別表第7 (第23条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

改正後

(削除)

改正前

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

【急速充電設備について】

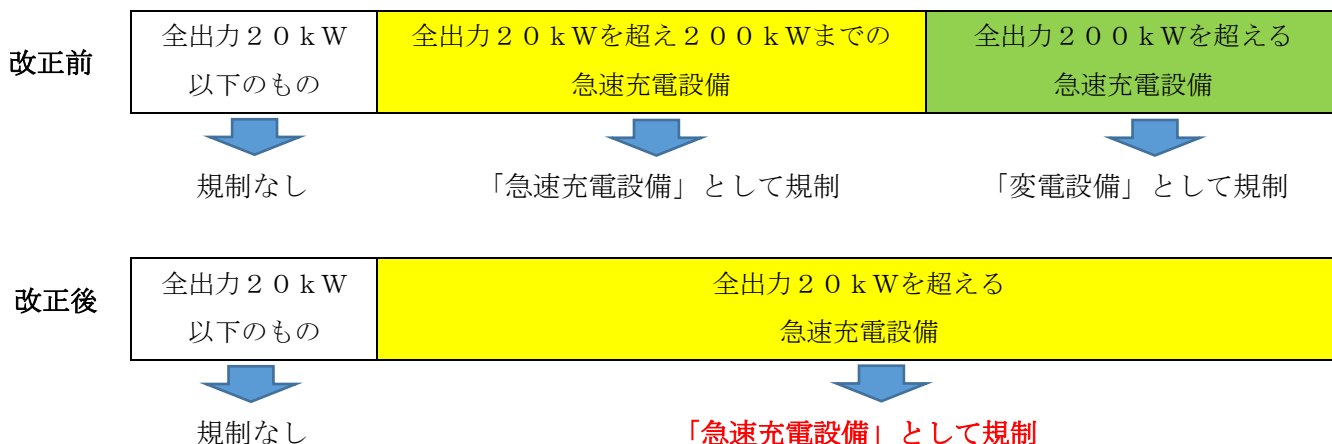
1 改正の目的

現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電設備は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討した結果、急速充電設備の全出力が200kWを超えることによる新たな火災危険性は確認されないことから、従来、変電設備とみなされていた急速充電設備も含めて、「急速充電設備」として規制することとなり、火災予防条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

急速充電設備の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」としたこと。 ・ 全出力の上限を撤廃すること。 ・ 急速充電設備はコネクタを用いて充電するものであることを明記したこと。 ・ 分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストも含むこと。
充電ポストの取扱い	<p>【以下の規定については充電ポストには適用しないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筐体※を不燃性の金属材料で造らなければならないこと。 ・ 屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。
緊急停止装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととしたこと。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととしたこと。 ・ 分離型の急速充電設備にあつては、保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととしたこと。

※筐体…機器類を収める箱型の容器



【喫煙等に関する規定の見直しについて】

改正の内容

- (1) 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととした。(図1参照)
- (2) 「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構（ISO）又は日本産業規格（JIS）が定めた図記号に適合するものとしなければならないこととしたこと。(図2参照)



図1

	禁 煙	火気厳禁	喫 煙 所
火災予防条例 (別表第7)			
国際標準化機構			
日本産業規格			

図2